

献血推進運動中央連絡協議会設置要綱

1. 目 的

献血血液による血液製剤の国内自給を推進するため、献血推進活動に携わる関係者が効果的な献血推進方策や献血推進上の諸問題等について協議を行う場として献血推進運動中央連絡協議会（以下「献血中央協議会」という。）を設置し、もって、全国的な献血推進運動のより一層の推進を図ることを目的とする。

2. 構 成

献血中央協議会の会長は、厚生労働省医薬食品局長とし、委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

（ア）別添の地区ごとに次に定める者

- ・都道府県代表者 1名
- ・都道府県献血推進協議会代表者 1名
- ・市町村代表者 1名
- ・日本赤十字社各都道府県支部代表者 1名
- ・日本赤十字社各都道府県血液センター代表者 1名

（イ）日本赤十字社本社代表者 1名

（ウ）（公財）血液製剤調査機構代表者 1名

（エ）献血ボランティア団体代表者 若干名

3. 業 務

献血中央協議会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）効果的な献血推進方策についての情報交換及び協議
- （2）献血推進上の諸問題等への対応策についての情報交換及び協議
- （3）献血協力団体の育成方策等についての情報交換及び協議
- （4）その他献血推進運動の推進に関すること

4. 運 営

- （1）献血中央協議会の庶務は、厚生労働省医薬食品局血液対策課において処理する。
- （2）前各項に定めるもののほか、献血中央協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

5. 附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

(別 添)

地 区 名	都 道 府 県 名
北海道 地区 東 北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県 (7 道県)
関 東 地区 甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県 (1 0 都県)
東 海 北 陸 地区 近 畿	富山県、石川県、福井県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県 (1 3 府県)
中 国 地区 四 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県 (9 県)
九 州 地区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (8 県)

献血推進運動中央連絡協議会実施要領

献血推進運動中央連絡協議会（以下「献血中央協議会」という。）の実施に必要な事項を以下のとおり定める。

1. 実施時期

原則、年1回の開催とする。

2. 委員の推薦及び任期等

- (1) 設置要綱2の（ア）別添の地区ごととは、厚生労働省主催血液関係ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）を言う。このブロック会議の代表者は、原則、同会議の幹事となる都道府県（以下「ブロック会議幹事県」という。）とする。ただし、ブロック内の協議により幹事県以外の代表者を委員として推薦することができるものとする。

なお、代表者の推薦に当たっては以下の点を考慮されたいこと。

ア. 都道府県代表者は、原則、ブロック会議幹事県の衛生関係部局長又は薬務主管担当課長が適当であること。

イ. 献血推進協議会代表者は、献血推進協議会委員として積極的に活動している者から推薦するものとし、対象となる献血推進協議会は、必ずしも都道府県献血推進協議会に限るものではないこと。

ウ. 市町村代表者は、献血推進に協力的な市町村から推薦するものとし、原則、管理職相当の者が適当であること。

エ. 赤十字関係代表者の推薦に当たっては、ブロック会議幹事県において赤十字関係者と協議されたいこと。

- (2) 委員の任期は原則1年とする。但し、再任を妨げない。

- (3) 参考人の出席

必要に応じて関係省庁等の担当者に対し、参考人として出席を依頼するものとする。

3. 実施方法

献血中央協議会は、次のとおりとする。

- (1) 献血中央協議会代表者の推薦は、厚生労働省の推薦依頼通知に基づき、ブロック会議幹事県が推薦するものとする。

- (2) 各都道府県及び関係機関は、ブロック会議等において次の事項について協議を行い、ブロック会議代表委員がその結果を献血中央協議会に報告し、協議する。

ア. 効果的な献血推進方策及びその事例

イ. 献血推進上の諸問題等への対応策

ウ. 献血協力団体の育成方策等

エ. その他献血推進運動の推進に関すること

- (3) ブロック会議代表委員は、ブロック内の献血推進方策に資するよう献血中央協議会の情報を適宜に関係機関へ周知する。

- (4) 各都道府県は、献血中央協議会の検討結果を管内の献血推進協議会等に提供し、献血推進活動に反映させる。

4. 予算等

献血中央協議会に係る経費は厚生労働省が支給する。

5. 公開等

本会は原則公開とする。

献血推進運動中央運営連絡協議会運営概念図

